

生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（施設群）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、脱炭素先行地域（以下「先行地域」という。）内で2030年度における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成等に向けて取組を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年1月13日 環地域事発第2301131号改正。以下「国要綱」という。）及び生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、国要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）において対象として規定する地域及び施設群
- (2) 施設群 エネルギー管理を一元化することが合理的な施設として事業計画に掲げる公共施設及び自治会集会所等の民間施設
- (3) P P A 発電事業者が需要家の有する建物若しくは当該建物の隣接地等又は電力の需要場所から離れた土地若しくは建物等に発電設備等を設置し、当該発電設備の運用及び保守を行うことに対し、当該発電設備が発電する量に相当するサービス料金を一定期間にわたって受け取ることを約する電力需給契約の形態

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和5年1月13日 環地域事発第2301131号）（以下「国要領」という。）に基づく補助対象事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業計画に基づき、施設群を対象として発電設備等を設置するP P A事業であること。
- (2) 補助対象事業により設置する発電設備により発電される電力の全量がいこま市民パワー株式会社（以下「I C P」という。）の電源として活用されること。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、事業計画

に基づき、第3条に定める補助対象事業を実施する者とする。

(補助対象設備)

第5条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象事業者が、設置事業者（次項の規定により決定した補助対象設備を設置する事業者をいう。以下同じ。）に工事を委託して設置する太陽光発電設備又は蓄電池（蓄電池のみを設置する場合にあっては、この要綱に基づき現に太陽光発電設備が設置されている場合に限る。）であって、国要領の別紙1（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））（以下「別紙1」という。）に規定する要件を満たすものとする。

2 補助対象事業者は、原則として生駒市内に事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）に工事を委託するものとする。ただし、市内事業者だけで工事を担うことができない場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要領の別表第1に定める経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象経費に別紙1に基づく交付率等を乗じた額とする。

2 この要綱に基づく補助金以外の補助金を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金の額を控除した額を補助対象経費とする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金以外の、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、この要綱に基づく補助金の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象事業者が、規則第3条第1項による補助金の交付の申請をしようとするときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) チェックリスト（様式第2号）

(2) 補助事業計画書兼結果報告書（様式第3号）

(3) 見積書

(4) 補助対象設備の配置が分かる図面等

(5) 補助対象設備のカatalog、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の条件)

第9条 規則第5条第4号に基づく補助金の交付の条件として補助対象事業者に求める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する交付申請をする日において市税を滞納していないこと。
- (2) 規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと。

(交付の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定通知書（様式第4号）又は生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し必要な報告又は書類の提出を求める、現地調査を行う等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助対象事業者は当該調査に協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等の承認)

第11条 補助対象事業者が、補助対象事業の計画の変更又は中止をしようとするときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときはその内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業計画変更（中止）承認・不承認通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更若しくは取り消し、又は条件を付すことができる。

(補助対象事業の完了)

第12条 補助対象事業者は、補助対象設備の設置を、交付の決定の通知を受けた年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業実績報告書（様式第8号）
（以下「実績報告書」という。）
- (2) 補助事業計画書兼結果報告書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業に係るPPA契約書
- (4) 工事請負契約書の写し、領収書等の写し（補助対象事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類）及びその内訳を示すもの
- (5) 工事完成図面
- (6) 工事完成写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第16条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第10条第1項に規定する交付の決定又は第14条に規定する補助金の額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 第9条第2号の規定に該当することとなったとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定（額の確定）取消通知書（様式第11号）により補助対象事業者へ通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(状況報告等)

第17条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(設備等の管理並びに処分及び譲渡)

第18条 補助対象事業者は、補助金によって導入した設備等について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、当該設備等が法定耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けて取得した設備等を処分しようとするときは、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金取得設備等処分承認申請書（様式第12号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該設備等が法定耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金取得設備等処分承認通知書（様式第13号）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

4 市長は、第2項ただし書の場合を除き、第2項に規定する処分があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、第14条に定める補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は前項の帳簿及び書類について、必要があると認められる場合は、補助対象事業者に提出を求め、説明を求めることができる。その場合、補助対象事業者は遅滞なく協力しなければならない。

(自家消費割合の報告)

第20条 補助対象事業者は、事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金自家消費割合実績報告書（様式第14号）を提出しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る第16条

から第20条までの規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。